

第5回秋田地方・家庭裁判所合同委員会議事概要

1 開催日時

平成27年1月20日（火）午後1時30分～午後3時40分

2 場所

秋田地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

（地裁）石黒かほる，石田正範，坂口公一（家裁兼務），佐藤加代子，田中伸一，塚田貢，長沼奈絵子，福士利博

（家裁）大友徳章，面山恭子，小棚木均，坂口公一（地裁兼務），白土梨英子，高橋清好，棚橋哲夫，辻直文，丸野内真理子

（説明者）

中野徹哉事務局長（地家裁兼務），海藤徹刑事首席書記官，板橋秀樹首席家庭裁判所調査官，品川幸樹家庭裁判所首席書記官

（事務局）

中野徹哉事務局長（地家裁兼務），黒坂一郎民事首席書記官，海藤徹刑事首席書記官，板橋秀樹首席家庭裁判所調査官，品川幸樹家庭裁判所首席書記官，伊藤茂勝事務局次長，高橋信宏事務局次長，安達憲美総務課長，武藤哲仁総務課庶務係長，佐々木秀也秋田検察審査会事務局長

4 議事

（1）開会宣言

（2）委員長挨拶

（3）新任委員の紹介及び挨拶

（4）協議

ア 議題「調停について～家事調停を中心に～」

（ア）基調説明

品川家庭裁判所首席書記官が「家事調停の概要，課題等」について，
板橋首席家庭裁判所調査官が「家事調停の実情」について各説明した。

(イ) 意見交換

別紙の 1 のとおり

イ 議題「犯罪被害者保護制度について」

(ア) 基調説明

海藤刑事首席書記官が「犯罪被害者保護制度」について説明した。

(イ) 意見交換

別紙の 2 のとおり

ウ 議題「裁判員裁判の現状について」

(ア) 基調説明

海藤刑事首席書記官が「裁判員裁判の現状」について説明した。

(イ) 意見交換

別紙の 3 のとおり

(5) 次回期日及び次回議題

地方裁判所委員会については 7 月に，家庭裁判所委員会については 6 月に
それぞれ単独開催し，平成 28 年 1 月に地方裁判所及び家庭裁判所の合同委
員会を開催する。

テーマについては，それぞれ追って調整する。

(6) 閉会宣言

(別紙)

意見交換

(以下、◎は委員長，○は委員，△は説明者の発言)

1 調停について～家事調停を中心に～（議事概要4の(4)のアのイ)

○ 調停委員の平均年齢を教えてください。また、調停委員に対する男女平等の研修などがどうなっているかも伺いたい。

私どもの団体では女性からの電話相談、面接相談に対応しているが、相談者から、時々、調停委員に分かってもらえなかったとか、調停委員からそれくらいは我慢しなさいと言われたなどの話を聞く機会もある。社会はとても早いスピードで動いており、良識や常識と言われていたことも社会の流れとともに変化していかなければならないと考えている。古い常識、例えば、夫のことを立てて妻がうまくやれば良いというような考えを持っている調停委員は現在はもういないとは思いますが、念のため確認したい。

△ 調停委員の年齢分布については、60歳以上の人が6割を占めており、50代の方が3割程度、40代の方が1割弱となっている。

調停委員の研修については、新任の調停委員には調停の概要についての研修を行い、調停手続の基本を学んでいただいている。ある程度経験を積んだ調停委員については、模擬調停を行い、このようなケースではどのように対応するかということを実践的に研究しながら、適切な対応を学んでいただいている。

○ 私の主観では、調停委員が当事者の方を押さえつけるというようなことは、最近ではもうないことだと思う。かつてそのような発言が調停委員からあったとすれば、それは反省しなければいけない。現在の調停委員は、当事者の方の意見を十分に聴くという姿勢を実践されている。例外がないわけではないのかもしれないが、調停委員が家父長的な価値観から、当事者の方を押さえつけるということは現在ではないというのが感想だ。

△ 家庭裁判所の家事調停委員については、最初の研修のときにジェンダー等

について詳しく説明しているところであるが、なお不足なところがあれば付け加えていきたいと思う。

△ 仮に調停委員がそのような発言をしたということであれば、担当の書記官に率直に伝えていただければと思う。裁判官と協議等をした上で対応したい。

◎ 調停委員会は、基本的には男性の調停委員と女性の調停委員とが組むことが多く、年代についても種々の組み合わせがあり、研修ではジェンダー等について一番最初に確認している。複数で調停をやっており、そこに書記官や調査官も関与していることから、現在では、調停委員がそのような発言をすることはないかとは思いますが、なお、気を遣っていくことは必要である。

○ 調停協会というのとはどのような団体なのか。その団体に入らなければ調停委員になることはできないのか。

また、調停委員会に対して、この調停委員を代えてほしいと言うことはできるのか。

△ 調停協会は、調停委員の方々が任意に加入する、親睦あるいは研さんの会と理解していただければと思う。

調停委員の交代については、調停委員の指定は担当裁判官がしており、その調停に適任の調停委員を選任して運営していると理解しているが、仮に様々な支障が生じた場合には、裁判所に連絡をしていただければと思う。

◎ 実際に調停委員が交代するということはあるのか。

△ 例としてはあまりない。仮に当事者の方が調停委員に不満があるという場合には、それを裁判官に伝えた上で、様々な軌道修正をして方向性を定めていくことになるので、実際に交代になることは極めて少ない。ただし、調停委員の健康上の問題で交代になるということはある。

○ 事前に送付していただいた「家事事件のしおり」というリーフレットを見て、意外に争い事が多いものだなと感じた。法律の問題は弁護士でないと対応できないものと考えていたが、裁判所が広く門戸を開いて、法律の専門的知識を持たない一般の人でも、様々な困り事を解決するための制度が用意さ

れていることをリーフレットで知ることができた。裁判所が意外と身近な存在で、問題解決のために様々な制度を用意してくれている機関であるという印象を持った。

◎ 裁判所の窓口で行っている手続案内についてであるが、来庁者の方が窓口にお越しになった際には、いまお話があったリーフレット等をお渡ししているのか。

△ 窓口での手続案内では、リーフレット等を活用しながら、裁判所にどのような紛争解決の手続が用意されているのかということと、その手続をするためにはどのようなものが必要かという説明を行っている。

○ 公平中立な立場の裁判所は一方の当事者の方につくことはできないので、「このようにした方が良い」とか「こういう結果になる」などと言うことはできない。裁判所が行っているのは相談ではなく手続案内であり、裁判所でどのような手続をすることができるのか、ということについて説明している。

○ DVの相談をされる方などは、秋田県外に避難されている場合もある。このような場合でも、電話会議やテレビ会議のシステムを利用して調停を利用することができるのか。施設等の関係もあり、難しい面もあるかとは思いますが、利用できるということであれば教えていただきたい。

△ 調停は相手方の住んでいる住所地の裁判所で行うことになっている。例えば、相手方が東京に住んでいるということであれば、東京の裁判所で行うことが原則である。

遠隔地において裁判所に行くのが難しいということもあるかと思う。そのようなときには、電話会議やテレビ会議のシステムの利用も考えられる。電話会議システムについては、支部を含めて、各家庭裁判所に設備が整っている。また、裁判所以外に設置されている電話（当事者の代理人事務所等）との間で電話会議を行うことも可能である。テレビ会議システムについては、非常に有益な手続手段ではあるが、現状では各家庭裁判所本庁に数台が設置されるにとどまっており、支部等には設置されていないため、支部等においてテ

テレビ会議システムを利用することは現状では難しい。本庁にはテレビ会議システムが設置されているので、例えば、相手方が東京の裁判所にお出でになることができるのであれば、東京の裁判所と秋田の裁判所が連絡を取り合い調整し、テレビ会議システムを利用して手続を進めることは可能である。

- 家庭裁判所を利用している立場からお願いをしたい。秋田家庭裁判所だけでできることではないのかもしれないが、設備の関係について、利用者の立場からすると本当に不便だなと感じている。秋田家庭裁判所は2階にあり、申立人待合室と相手方待合室がある。調停室は6部屋あり、その6部屋を全部使っていると、申立人が6人、相手方が6人になるわけだが、相手方待合室は6人座ると満員であり、押し合いへし合いしている状況である。申立人待合室はそれよりは少し広いものの、それでも8人くらいになれば満員になる。調停では本人が出席するのは当然であるが、本人にその家族と一緒に付いてくるといふこともよくある。そうすると待合室は狭苦しい暗い部屋になってしまう、使い勝手が非常に悪い。

また、代理人として調停に出席すると、調停委員が大体30分くらい一方当事者の方の話を聴いて、その後に相手方の話を聴くことが多い。その間を利用して、依頼者と相談をしたいと思うのだが、裁判所内には相談室が全くない。相手方待合室は狭くて相談はできないし、それよりも少し広い申立人待合室で相談をするにしても、他の待合人に迷惑がかかってしまう。そうすると廊下で相談をすることになるのだが、廊下にも暖房設備があるとはいへ、冬期間はやはり寒い。

裁判所の庁舎が建て直しになった際には、是非とも待合室を広くしていただきたいし、相談室も設置していただければ、より効率的に調停手続ができるのではないかと思う。

- ◎ 意見として承り、検討したいと思う。

調停は日本の裁判所が行っている紛争解決手続として非常に優れたものだと思っているし、社会的評価も高い。厳格な手続ではなくて、簡便に行うこ

とができ、裁判所が判決を言い渡すのではなく、相互の話し合いをもってまとめることで柔軟な解決内容を取り入れられることから、判決よりもその内容がより履行されるといわれている。調停については、裁判所としても力を入れており、裁判官が研さんに励むとともに、調停委員にも一緒に研さんに励んでもらっている。また、書記官や調査官が内容によっては一つの事件に何人も関与し、情報を共有しながら問題の解決に向けて努力している。調停手続について皆さんからも御支援いただきたいと思います。

2 犯罪被害者保護制度について（議事概要4の（4）のイの（イ））

- 犯罪被害者を援助する場面は裁判開始前から始まっており、被害届をどうしたらいいかとか、マスコミ対応をどうしたらいいかなども場合によっては必要になる。そういうことに対応するために、法テラスという機関で弁護士の費用を援助する制度を設けているが、そういう制度を知らない人も多い。
- ◎ 具体的にはどのような手続になるか。
- 法テラスの弁護士等の費用立替制度を利用する場合は一定の資力要件というものがあり、一定以上の収入がない方が弁護士を通して法テラスに申請し、そこで審査を受けて要件を満たすと判断されれば、利用できるということになる。
- 26年ほど前から更生保護の団体の活動をしており、犯罪や非行を犯した方が地域社会で立ち直れることができるように、矯正施設を訪問したり、収容者を励ましながら支援するというボランティア活動を続けている。しかし、活動しながら、犯罪被害者やその御家族のことを考えると少し矛盾しているように思えて、被害者の方が泣き寝入りすることのない法制度になっているのか詳しく知りたいと思い、このテーマを要望した。裁判所の説明を、難しい問題があるなど思って聞いていたが、もう少し被害者の心のケアや、損害賠償が補償される制度であったらいいなという部分と、もっとより早く被害者に寄り添う制度があってもいいのではないかと思う部分を素朴に感じた。
- 犯罪被害者が刑事手続に参加する場合に、参加人の旅費日当についても国

が支払うという制度ができた。申出をしていただくと、必要な費用について国が援助することとなっている。犯罪被害者保護については、法律に基づいて整備がされてきているが、実際に法律が適用される場面というのは種々の要件があり、法律の建前としては、必ずしも全ての犯罪被害者の方をカバーすることはできない。もっとも、法律の要件を満たさない場合であっても、例えば、検察官から犯罪被害者を特定する事項について事実上の配慮をしてもらえないかという打診を受けることもあり、裁判所でも弁護人に意見を聴きながら検討しているところである。法律が本来予定している場面以外でも、犯罪被害者に対する配慮の場面が拡充されつつあるのではないかと考えている。今後配慮を必要とする人については、法が予定する場面以外であっても、弊害がなければ、事実上の配慮をしていくことになるのではないかと感じている。

証人尋問を請求する場合、法律上、証人の氏名や住所を相手方に伝えなければならないという規定があり、証人の名前や住所を伏せることが難しい状況がある。住所については連絡が取れる場所として検察庁の所在地を記載してもらうこともあるが、名前については、法律を改正しない限り伏せるのは難しい。そのようなときは、被告人に名前を知られたくないという証人の意向を弁護人に説明し、理解を求めるなどして配慮しているところではあるが、この問題は法律の予定していなかった場面が出てきているところもある。法制度の改正も含めて検討されなければならない問題だとは思いますが、そこに至るまでは運用でできるだけのことはしたいと考えている。

- 検察庁では犯罪被害者の方から問合せをいただき、それに対して説明をすることもあるのだが、裁判所にも同様の問合せがどの程度あるのか教えていただきたい。
- 事件となる前の案件に関しての問合せという趣旨でいいか。
- 事件となった案件については検察庁に問合せがくるので、それ以外の案件で裁判所に問合せがあるのか伺いたい。

△ そのような問合せの集計はしていない。

○ 事件になる前に犯罪被害者から裁判所に問合せ等があったということは把握していない。検察庁の方で吸い上げて対応していただいているという認識である。

○ リーフレット「犯罪によって被害を受けた方へ」には事件記録の閲覧とあり、本日の委員会の配布資料には公判記録の閲覧とあるが、違いはあるのか。

また、閲覧によって、犯罪被害者は判決が出る前に記録の訂正等を裁判所に申立てすることができるのか。

○ 事件記録と公判記録は同じ用語であり、どの場面に重きを置いているかという程度の違いになるかと思う。

公判記録を作成するのは裁判所であり、記録の記載の訂正等については然るべき手続に則っていただくことになる。公判調書に誤りがあるのではないかということであれば、最終的には公判調書に対する異議の申立てという法律上の手続をしてもらうことになる。

◎ 事件記録と公判記録の用語の意味は、基本的には同じであり、厳密に分けてはいないということと、記録の訂正をするには、法律に定められた手続に則っていただくということになる。

○ 犯罪被害者が事件記録の写しをインターネットに掲載するなど、目的外に使うことのないような決まりはあるのか。

○ 事件記録の写しを作成するのは、正当な目的の範囲内でのみ認められている。実務の運用としては、目的外には利用しないという誓約書を記録を謄写する際に提出してもらっている。このような運用によって、全ての目的外利用を防ぐことは難しい面もあるのかもしれないが、これまでに目的外利用に接したことがないことからすると、一定程度功を奏していると思う。

○ 犯罪被害者保護制度というのは、例えば自分が犯罪被害者になったときに、関係する機関が責任を持ってその制度の説明をしてくれるのか。それとも自分で制度について調べなくてはならないのか。

○ 犯罪被害者に関係機関で一番早く関わりを持つのは警察だと思われる。これまでの経験から、警察においても、犯罪被害者保護にかなり力を入れており、制度についても説明されていると思っている。また、当該事件が起訴された場合は、公益の代表者でもある検察官から制度についての説明がされていると思う。

○ 検察庁での説明についてであるが、事件にも種々のものがあるので、まず、犯罪被害者の方に対し犯罪被害者保護制度について抽象的な説明をし、同制度の手続を行う可能性があれば、より詳しく説明するということになる。全ての事件について詳しく説明するというよりはケースバイケースで対応している。

性犯罪などになると、制度が若干複雑になってきており、犯罪被害者の方の氏名、住所等は法廷では読み上げられないということになっているが、原則的に被告人や弁護人には知られることになる。このような微妙な問題がある事案については、検察庁で手続を丁寧に説明している。

○ 犯罪被害者の場合、被告人のように弁護士が飛んでいくかということ、そういうことはないのが現状だと思う。犯罪被害者の場合は、自分で弁護士等に相談しに行かないと物事が動き出さない。犯罪被害者の方が動きやすくなるような環境を弁護士会、検察庁、法テラス等が作り出そうとしているが、秋田県内で犯罪被害者保護制度を利用される方はそんなに多くはなく、むしろ少ない。秋田弁護士会も常に相談窓口を設けて、もし相談があればすぐに動き出せるような態勢を作っている。

3 裁判員裁判の現状について（議事概要4の（4）のウの（イ））

○ 裁判所では、裁判員や補充員の経験者の方々へアンケートを実施しており、それによれば裁判員等をやりたくないと答えた人の割合は増加しているが、実際に裁判員等をやってみて良い経験になったと答える人は9割台を維持している。その一方で裁判の内容が分かりやすかったと答えた人はかつて8割、7割を超えていたものが6割台に落ちてきている。裁判所としては分かりや

すい審理を心掛ける必要があるし、裁判員等の方々に分かりやすい審理を目指すため、裁判官が実例等を持ち寄って研究会を行ったりしている。

秋田の裁判員裁判では、圧倒的に放火事件が多く裁判員裁判全体の4割を占める。法曹三者が集まってなぜ秋田で放火事件が多いのか議論したこともあるが、明確な原因までは分からなかった。

秋田の裁判所は管内が広域であり、交通機関も十分ではなく、冬期間は気候も厳しい。そのような中で、県民の方々には遠隔地から選任手続や裁判員裁判に出席するために朝早く自宅を出るなどの御協力をいただき、本当に頭の下がる思いである。

秋田の人は無口という印象があったが、実際に評議を行ってみると決して無口ということはない。特に女性が元気で、裁判員同士で仲良くなるというケースもあるようだ。評議でも活発な議論がなされている。